

平成29年度 主な保健事業

詳しくは「ダイフク健保ホームページ」にてご確認ください。

●病気の予防・早期発見のために

項目	内容	★当健保加入者★			金額	年間スケジュール(目安)											
		本人	家族	任継		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定健診	40歳～74歳の被扶養者(家族)および任意継続(本人・家族)の方を対象に、健保契約の健診機関にて内臓脂肪型肥満に着目した健診を実施(対象者に個別通知)	40-74歳 定健にて実施	40-74歳		基本検査の 自己負担なし	←→											
特定保健指導	「動機付け・積極的支援」対象の方には、保健師による面談・電話・メール等の保健指導。また、電話相談・健康支援プログラム等の保健指導の実施(対象者に個別通知)	指導対象者			健保負担	←→											
レディース健診 (家族向け)	30歳～74歳の被扶養者(家族)女性(任意継続の方除く)を対象に、健保契約の健診機関にて実施(対象者に個別通知) ※ 40歳以上の被扶養者(家族)女性(任意継続の方除く)は、「特定健診」との選択可	×	30-74歳 女性	×	基本検査の 自己負担なし	←→											
人間ドック補助 条件改定	被保険者(本人)(節目人間ドック補助対象者は除く)、被扶養者(家族)および任意継続(本人・家族)の方の申請者を対象に、補助金を支給 ※ 各種専門ドックも補助対象	節目対象者 以外			補助金 上限 2万円	←→											
節目人間ドック補助 (本人対象者のみ) 対象拡充	満45,50,55,60,65歳に達する被保険者(本人)(役員、家族および任意継続の方除く)の申請者を対象に、補助金を支給(各種専門ドックも補助対象) 【平成29年度 節目対象者の範囲】(受診時、満年齢に達してなくても範囲内であれば対象) 満45歳：昭和47年4月1日～昭和48年3月31日 生まれの方 満50歳：昭和42年4月1日～昭和43年3月31日 生まれの方 満55歳：昭和37年4月1日～昭和38年3月31日 生まれの方 満60歳：昭和32年4月1日～昭和33年3月31日 生まれの方 満65歳：昭和27年4月1日～昭和28年3月31日 生まれの方	節目対象者			補助金 上限 4万円	←→											
乳がん・子宮がん 検診補助	女性の被保険者(本人)、被扶養者(家族)および任意継続(本人・家族)の方を対象に、検診の費用を補助	女性			補助金 乳がん 上限 8千円 子宮がん 上限 4千円	←→											
インフルエンザ 予防接種補助	被保険者(本人)、被扶養者(家族)および任意継続(本人・家族)の方を対象に、予防接種費用を補助(基本一世帯単位でまとめて申請、1月末又は3月末に一括支給)	全員			補助金 上限 2千円	←→											
家庭用常備薬・ 健康グッズ配布	被保険者(本人)一世帯につき、常備薬・健康グッズ一覧から選択した品を配布	世帯毎			3千円相当 補助	← 申込 配布 →											

<補助金共通事項> ・各補助金は、本年度内に受診した対象者1人につき、1回の申請に限り利用可能 ・受診費用が、補助金の上限未満の場合は「実費」を補助
 ・人間ドック補助と乳がん・子宮がん検診補助との併用は可能 ・市区町村が実施している検診や予防接種を利用されたものについては併用不可

●健康・病気に関する知識の向上、保険制度理解のために

項目	内容	時期
電話健康相談	外部委託機関にて24時間、フリーダイヤルで健康相談 ⇒ 国内「えらべる倶楽部(無料電話相談サービス)」 ⇒ 海外「海外ヘルスサポート」 (健保加入者全員対象)	通 年
健保だより 「スマイルライフ」	健保の運営状況や保健事業の周知に関する啓発冊子として発行	年 2 回 (5月・10月)
育児冊子	育児アドバイス専門誌を送付(被保険者・被扶養者配偶者のみ) 【月刊誌を1年間送付】	通 年
医療費のお知らせ	医療費に対するコスト意識をはかるため、「医療費実施」を通知	年 2 回 (9月・翌年3月)
ジェネリック 差額通知	後発医薬品利用促進のため、「ジェネリック差額通知」を通知	年 2 回 (9月・翌年3月)

●健康づくりのために

項目	内容	時期
健康づくり キャンペーン 条件改定	ウォーキングキャンペーンを実施 参加資格は被保険者(本人)と被扶養配偶者に限る 申込制、目標を達成した個人またはチームには景品を贈呈	年 2 回 (4～6月) (9～11月)
キッズ健康づくり キャンペーン	かぜ予防を目的としたキッズ向け「健康づくりキャンペーン」を実施 ※ 対象年齢・詳細は別途お知らせ	12月
スポーツクラブ ルネサンス (法人会員)	健康増進・維持のため、スポーツクラブ「ルネサンス」と法人契約 (月会費・都度利用が可能)	通 年

※上記には、被保険者(本人)向けの事業所内等で実施する健診(胃・大腸・前立腺がん検診、歯科健診他)、セミナーや職場でエクササイズ等の保健事業は記載していません。